

第 4 期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年 9 月26日（金曜日）
午後 2 時

場 所

名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所
2 階大会議室（ホール）

議 案

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）2 名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役 2 名
選任の件
- 第 4 号議案 補欠監査等委員である取締役
1 名選任の件

目 次

ご挨拶	1
第 4 期定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	6
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告	26
株主総会参考書類	34

ご挨拶



代表取締役社長

堀 孝子

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年6月期は、不採算店舗閉鎖などにより売上は前期比1,347百万円の減収とはなりましたが、営業損益は前期の△1,592百万円から65百万円へ、経常損益は△1,665百万円から4百万円へと大幅に改善し、営業損益・経常損益ともに4期ぶりに黒字化を達成致しました。

前期までの小売事業の不採算店舗閉鎖や人員適正化などの構造改革の成果が実ったことに加え、再度健全な利益確保の原点に立ち返り、販売価格適正化による粗利確保や販管費の総点検などを更に進めた結果、収益構造の改善が一段と進み、又、各事業とも昨年からの編み物ブームも追い風となりました。

期末配当につきましては、今期は最終損益が赤字に終わりましたが、これまでの無配の期間も皆様にご支援頂いたことに感謝し、今回はその他資本剰余金を原資とする形で、期初の予定通り3円配当とさせて頂くことと致しました。

今期はいよいよ最終損益も黒字化し、今後は安定的・継続的な株主還元実現に努めてまいります。まだまだ編み物ブームは続いておりますが、このブームにあぐらをかくことなく、次の一手も色々と検討しておりますので、株主総会までには次の中期経営計画を公表させて頂きたいと考えております。

引き続き一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

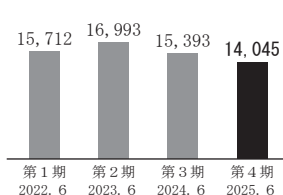
業績ハイライト

売上高

140億45百万円

前期比 $\Delta 8.8\%$

(単位：百万円)

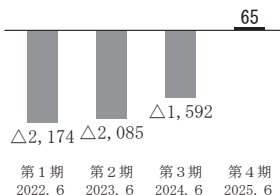


営業利益

65百万円

前期差 +16億58百万円

(単位：百万円)

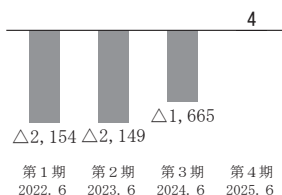


経常利益

4百万円

前期差 +16億70百万円

(単位：百万円)

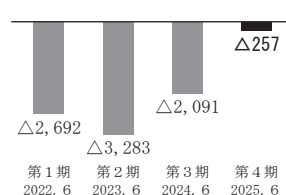


親会社株主に帰属する当期純利益

△2億57百万円

前期差 +18億33百万円

(単位：百万円)



決算説明資料はこちら：<https://www.jcraft-hd.co.jp/ir/presentation/>



(証券コード7135)
2025年9月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年9月4日

株 主 各 位

名古屋市名東区高社一丁目210番地
ジャパンクラフトホールディングス株式会社
代表取締役社長 堀 孝 子

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイト「第4期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

https://www.jcraft-hd.co.jp/ir/general_meeting/



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ジャパンクラフト」または「コード」に当社証券コード「7135」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」の順に選択して、ご確認いただくことができます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年9月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセス、または議決権行使書に記載のQRコードを読み取っていただき、画面の案内に従って、2025年9月25日（木曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

〔書面による議決権行使の場合〕
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年9月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月26日（金曜日）午後2時
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 2階大会議室（ホール）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第4期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
4. 議決権行使に関する事項
 - （1）議決権行使書に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - （2）郵送（書面）及びインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
 - （3）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

以 上

◎交付書面から一部記載を省略している事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象書類の一部であります。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年 9月26日（金曜日）
午後 2 時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年 9月25日（木曜日）
午後 6 時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年 9月25日（木曜日）
午後 6 時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股

××××年××月××日

議案番号	賛否
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	

※ログイン用紙コード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX
見本

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案、第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

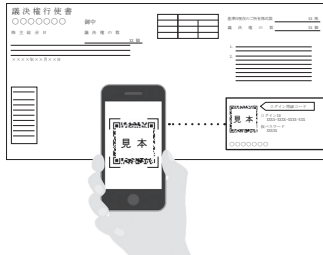
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

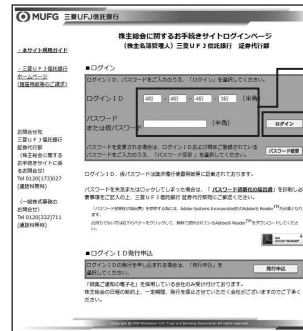
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年7月1日から2025年6月30日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の回復やインバウンド消費の拡大により緩やかな回復基調が続きました。一方で物価上昇や米国の経済政策等による景気の下振れリスクが存在し、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する手芸業界及び出版業界においても、原材料価格の高騰によるコスト上昇に加え、手芸コーナーの充実を図る百円ショップとの競合激化や趣味の多様化、愛好者の高齢化によるユーザー減少など、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような状況のなか、当社は、グループ経営理念「『手づくり』を通して豊かな心を育み幸せを紡ぐ企業グループへ」とその理念に基づいたサステナビリティ方針を掲げ、環境・社会・ガバナンス面での各種課題への継続的な取り組みを通じて持続可能な社会の実現に貢献したいと考えております。このような考えのもと、足元の経営環境を踏まえ、当連結会計年度が最終年度となる中期経営計画（2023年6月期から2025年6月期）において成長の3本柱として掲げた事業力強化、M&A・アライアンス推進、経営体質の強化に努めてまいりました。

事業力強化では、グループ全体で商品価格適正化による収益基盤の改善に取り組むとともに、前連結会計年度より新規事業として始動したBtoB事業において、全国のホームセンターや書店への商品導入及びイベント提案を行いました。提案商品の中でも、糊付きのキャンバスに専用ビーズを貼り絵柄を完成させる商品「ダイヤモンドフィックス」は好評いただいております、大手キャラクターグッズ専門店等でも取り扱いをいただいております。今後、BtoB事業を確固たる売上の柱の一つとすべく、さらなる販路拡大に取り組み、BtoB事業のビジネスモデル確立に努めてまいります。

M&A・アライアンス推進では、2024年7月1日にM&A及び資本・業務提携に係る資金調達を目的とした新株予約権を発行いたしました。当社グループが保有する顧客基盤を活用し、お客様のニーズに合わせた販売網整備と商品展開、情報発信を行うべく、当社グループとの事業シナジーが創出可能な企業を中心に候補企業の選定を進めております。また、業務提携契約を締結した株式会社エポック社との取り組みとして、シルバニアファミリーのきせかえコスチュームを作製するワークショップやポップアップイベントの開催を継続して実施し、関連商品売上は好調に推移しております。

経営体質の強化では、小売事業において基幹システムを導入し、情報の一元管理による迅

速な経営判断やさらなる業務効率化を進めております。また、グループ全体でコストの見直し・適正化を行い、前連結会計年度に実施した小売事業における不採算店舗閉鎖による経費削減効果が発現した結果、前連結会計年度に比べ販売費及び一般管理費は19億円減少いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における経営成績は売上高140億45百万円（前連結会計年度比8.8%減）、営業利益65百万円（前連結会計年度は15億92百万円の営業損失）、経常利益4百万円（前連結会計年度は16億65百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は2億57百万円（前連結会計年度は20億91百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

（小売事業）

小売事業では、藤久株式会社（以下、「藤久」という。）が営む「クラフトハートトーカー」ブランドを中心とした店舗とECにおいて様々な施策に取り組んでまいりました。利用者層の拡大とサービス向上を目的として、クラフトハートトーカーグループ全店において、楽天ペイメント株式会社が運営する共通ポイントサービス「楽天ポイントカード」を手芸専門店業態で初めて導入しました。多数の利用者を有する本サービスの導入により、顧客満足度の向上を図るとともに、楽天グループが有する強固な顧客基盤を活用し、データマーケティングや販促施策を強化してまいります。

百元ショップとの競合激化が進む中、初心者層も気軽に購入できるように、品質の良さと低価格を両立したPB商品「ハートプライス」シリーズを開発しました。シリーズ第1弾の商品としてトレンドの推し活グッズ制作にも最適なりボン・レースを展開しており、今後も顧客ニーズを分析し、商品展開を拡大予定です。さらに、IPコンテンツを活用した商品開発を推進することで、新たな顧客層にアプローチし手芸の裾野拡大に努めております。また、若年層を中心とした編み物ブームの影響により、編み物関連商品の売上は前連結会計年度を上回り好調に推移しました。

収益構造改善に向けては、前連結会計年度に遂行した不採算店舗閉鎖により営業利益が大幅に改善いたしました。さらなる改善のため、割引価格の見直しによる粗利の確保や販売費及び一般管理費の総点検によるコスト削減等を実施いたしました。店舗網については、個店採算の検証等の結果、東北地区1店舗、関東地区5店舗、中部地区3店舗、近畿地区1店舗、中国地区1店舗、九州地区1店舗の閉鎖を実施し、当連結会計年度末の店舗数は214店舗となりました。

これらの結果、小売事業の売上高は109億1百万円（前連結会計年度比10.8%減）、営業利益は3億18百万円（前連結会計年度は12億5百万円の営業損失）となりました。

(出版・教育事業)

出版・教育事業では、株式会社日本ヴォーグ社（以下、「日本ヴォーグ社」という。）を中心に様々な施策に取り組んでまいりました。日本ヴォーグ社は、2024年5月に創業70周年を迎え、創業を記念して特設サイトを開設し、ECサイト「手づくりタウン」にて1年を通じて様々なキャンペーンを実施しました。さらに、2025年1月には創業70周年の感謝を込めて「70周年ありがとう 日本ヴォーグ社祭」を日本ヴォーグ社本社内のクラフティングアートギャラリーにて開催しました。出版物の展示やワークショップ、物販等を実施し、顧客接点増加に寄与したほか、2025年4月に東京ビッグサイトにて開催された「2025日本ホビーショー」においても、長年のご愛顧への感謝をテーマに商品販売及び社歴紹介企画を実施し、多くの来場者からご好評いただきました。

出版業界の縮小により厳しい状況が続いておりますが、編み物ブームに後押しされ編み物関連の既刊本売上は好調に推移しており、日本ヴォーグ社主催で2019年より毎年開催している糸のマーケットイベント「イトマ！」は過去最大の来場者数を記録し大盛況となりました。

株式会社ヴォーグ学園（以下、「ヴォーグ学園」という。）では、不採算部門であった天神校を閉鎖し、ヴォーグ学園全体でも受講生数が減少しましたが、ヴォーグ学園の魅力を周知すべく、気軽に施設内を見学できる「プレミアム見学会」をヴォーグ学園全4校にて開催し、新規受講生獲得に寄与しました。また、2026年1月にはヴォーグ学園全校及びオンラインにて、手芸に関する知識を問う「手芸検定」の開催を予定しており、これまでに蓄積された手芸に関する情報やテキスト作成のノウハウを活かした新たな取り組みを推進しております。

これらの結果、出版・教育事業の売上高は32億12百万円（前連結会計年度比1.3%減）、営業利益は46百万円（前連結会計年度は67百万円の営業損失）となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は、運転資金を安定的かつ機動的に調達することを目的として、2023年2月24日付で名古屋銀行をアレンジャーとする金融機関4行によるタームアウト型コミットメントライン契約（貸付極度額29億円）を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高は14億50百万円です。

また、当社は2024年7月1日を払込期日とする第三者割当増資により6,840,000株の株式を発行し、9億64百万円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

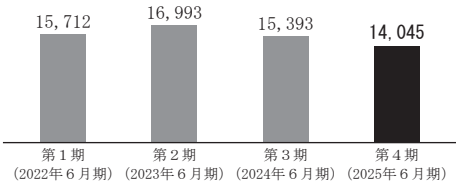
企業集団における設備投資の総額は、177百万円で、セグメント別の内訳は次のとおりであります。

セグメント	設備投資金額（百万円）	設備投資の主な内容・目的
小売事業	164	基幹サーバー更新、既存店の移設改装、システム開発のソフトウェア等
出版・教育事業	13	本部設備更新、システム開発のソフトウェア等
合計	177	

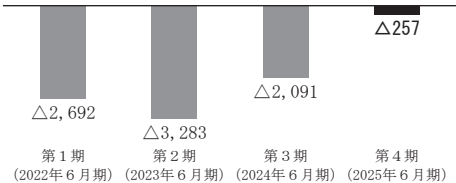
（注）設備投資金額には、資産除去債務に係る有形固定資産の増加額は含めておりません。

(4) 財産及び損益の状況

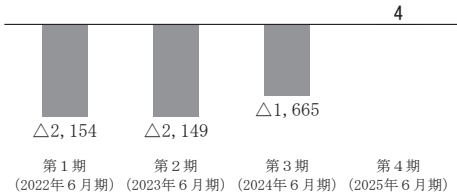
売上高 (単位：百万円)



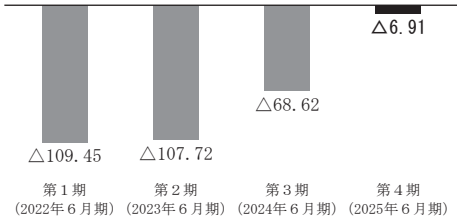
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



区 分	第 1 期 (2022年 6 月期)	第 2 期 (2023年 6 月期)	第 3 期 (2024年 6 月期)	第 4 期 (当連結会計年度 (2025年 6 月期))
売上高(百万円)	15,712	16,993	15,393	14,045
経常利益(百万円)	△2,154	△2,149	△1,665	4
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	△2,692	△3,283	△2,091	△257
1株当たり当期純利益	△109円45銭	△107円72銭	△68円62銭	△6円91銭
総資産(百万円)	10,193	12,712	11,289	11,555
純資産(百万円)	6,230	5,026	2,966	3,694
1株当たり純資産額	253円25銭	164円92銭	97円33銭	98円99銭

- (注) 1. 2022年7月1日付の日本ヴォーグ社との株式交換（株式交換比率1：57.806）にともない、発行済株式総数は5,899,680株増加しております。
2. 当社は、2023年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をおこなっております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。
3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
4. 2024年7月1日を払込期日とする第三者割当増資による株式発行により、発行済株式総数は6,840,000株増加しております。
5. △は損失を示しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
藤久株式会社	100百万円	100.00%	店舗販売事業、EC事業、 教室事業
株式会社 日本ヴォーグ社	40百万円	100.00%	出版事業、教育事業、 通信販売事業、通信教育 事業、インターネット事 業、イベント事業
株式会社 ヴォーグ学園	30百万円	100.00%	教育事業 インターネット事業

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社 日本ヴォーグ社	東京都中野区弥生町 五丁目6番地11号	2,094百万円	6,308百万円

④ その他の関係会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権の所有割合	当社との関係
合同会社ルビィ	100千円	33.39%	資本業務提携

(6) 対処すべき課題

当社グループは、グループ経営理念「『手づくり』を通して豊かな心を育み幸せを紡ぐ企業グループへ」のもと、当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画（以下「前中期経営計画」という。）を掲げ、最重要課題である黒字体質確立へ向けて取組んでまいりました。前連結会計年度には構造改革を実施し、不採算店舗の閉鎖等により収益構造が大きく改善した結果、当連結会計年度において営業損益及び経常損益の黒字化を達成し、安定して利益を計上できる体質を確立いたしました。

今後の成長に向けて、当社を取り巻く環境（趣味の多様化、消費行動の変化、手芸愛好者の高齢化による手芸人口の減少・他業種との競合等）を踏まえた戦略の方向性が必要となります。このような経営環境の中、当社グループは長期ビジョン2030である「『手づくり』を軸に新ビジネス領域を拡大し、お客さまと従業員の自己実現を叶えます」の実現に向け、前中期経営計画において掲げた3つの経営戦略（事業力強化、M&A・アライアンス推進、経営体質強化）を継続し、手芸ファンの多様なニーズに対応する商品・サービス開発と新たな手芸ファン獲得のための顧客接点強化等に取り組む、持続的な事業の充実・拡大を実現してまいります。

(7) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務を行っております。

当社グループは、主として次の事業を行っております。

小売事業、出版・教育事業

(8) 主要な事業所（2025年6月30日現在）

① 当社

本社事務所 名古屋市名東区

② 子会社

藤久株式会社

本社事務所 名古屋市名東区

店舗 214店舗

北海道2店舗、東北17店舗、関東50店舗、中部82店舗、

近畿24店舗、中国18店舗、四国3店舗、九州・沖縄18店舗

株式会社日本ヴォーグ社

本社事務所 東京都中野区

株式会社ヴォーグ学園

本社事務所 東京都千代田区

学園 4校 関東2校、中部1校、近畿1校

(9) 従業員の状況（2025年6月30日現在）

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
小売事業	154名 (576名)	26名減 (187名減)
出版・教育事業	93名 (50名)	4名減 (5名減)
合計	247名 (626名)	30名減 (192名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、アルバイト・契約社員数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2025年6月30日現在）

企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入額
シンジケートローン	1,450百万円
株式会社静岡銀行	1,077
株式会社商工組合中央金庫	555
株式会社三菱UFJ銀行	300
株式会社みずほ銀行	110
文化産業信用組合	40

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社名古屋銀行をアレンジャーとする計4行からの協調融資によるものであります。

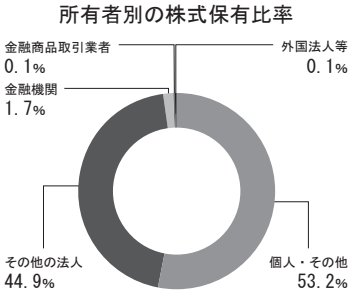
2. 株式会社みずほ銀行の借入額には、社債の残高80百万円を含んでおります。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 37,341,680株（うち自己株式1,748株）
- ③ 株主数 27,734名
- ④ 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
合 同 会 社 ル ビ イ	12,460	33.37
G O T O 株 式 会 社	3,376	9.04
後 藤 薫 徳	3,247	8.70
瀬 戸 信 昭	1,254	3.36
ジャパングラフトホールディングス取引先持株会	1,132	3.03
ジャパングラフトホールディングス従業員持株会	825	2.21
冠 達 実	635	1.70
瀬 戸 高 信	584	1.57
徳 永 信	487	1.31
瀬 戸 み ど り	469	1.26

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 当社相談役後藤薫徳氏は、日本証券金融株式会社との株式貸借契約書に基づき155千株を貸し出しており、当該貸株を含めた持株数は3,402千株となっております。なお、当該貸株は2025年7月1日に全て返還を受けております。
- ⑤ その他株式に関する重要な事項
- 2024年7月1日を払込期日とする第三者割当増資による株式発行により、発行済株式の総数は6,840,000株増加して37,341,680株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

2024年5月28日開催の取締役会及び2024年6月28日開催の臨時株主総会に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	131,602個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式13,160,200株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき169円
新株予約権の払込期日	2024年7月1日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき185円
新株予約権の行使期間	2024年7月2日から2026年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部を行使することができる。但し、新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を合同会社ルビィに割り当てた。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年6月30日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
堀 孝 子	代表取締役社長	
後 藤 邦 仁	取締役	藤久㈱執行役員
西 江 章	取締役（監査等委員）	三栄源エフ・エフ・アイ㈱社外監査役 ㈱キーストーン・パートナーズ顧問
福 海 照 久	取締役（監査等委員）	福海照久税理士事務所代表
永 安 吉 太 郎	取締役（常勤監査等委員）	藤久㈱監査役 ㈱日本ヴォーグ社 監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）西江章氏及び福海照久氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）西江章氏は、長年にわたり税務行政に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）福海照久氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、永安吉太郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に定める独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員並びに管理監督を行う従業員であり、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年9月15日開催の取締役会において、役員報酬等の決定に関する基本方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等について、役員報酬等の決定に関する基本方針に沿うものであると判断しております。

なお、役員報酬等の決定に関する基本方針の内容は次のとおりであります。

当社の役員報酬制度は、コーポレートガバナンスの観点から業務執行の適切な監督・監査を担う優秀な人材を確保するとともに、当社グループの業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高める制度とすることを目的として以下の通り定めます。

- ・ 役員の報酬等については、株主総会の決議により決定された取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等限度額の範囲内で、取締役の報酬等については取締役会、監査等委員である取締役の報酬等については監査等委員会において決定します。
- ・ 役員の報酬水準については、従業員の給与水準とのバランスや当社と同規模の主要企業における役員報酬水準を考慮しながら、当社グループの業績推移や成長度合い等を踏まえて定めます。
- ・ 役員の報酬体系については、コーポレートガバナンスやグループ経営の観点から、公正かつバランスのとれたものとなるよう、各職責に応じて定めます。
- ・ 社外取締役を除く取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、基本報酬（固定報酬）と業績連動報酬（いずれも金銭報酬）で構成します。業績連動報酬は、事業の成長度を測る観点から単年度の経常利益目標を指標として、その達成度合いに応じて個人別の

支給額を決定します。また、社外取締役（監査等委員を除く。）は、その役割と独立性の観点から、基本報酬（固定報酬）のみとします。

- ・取締役（監査等委員を除く。）の各人別の報酬額については、客観性及び透明性を確保するため、代表取締役社長と社外取締役2名で構成する任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において審議し、その答申を踏まえて取締役会で決定します。
- ・今後は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する制度とするため、株式報酬等の非金銭報酬を含め、中長期的なインセンティブ報酬の導入に向けた検討を進めて参ります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	21 (－)	21 (－)	－ (－)	2名 (－)
監査等委員である取締役 （うち社外監査等委員）	14 (9)	14 (9)	－ (－)	3名 (2名)
合計 （うち社外役員）	35 (9)	35 (9)	－ (－)	5名 (2名)

- (注) 1. 業績連動報酬は、事業の成長度を測る観点から単年度の経常利益目標を指標として、その達成度合いに応じて個人別の支給額を決定しております。前事業年度の経常利益は損失計上であったことから、業績連動報酬は支給されておりません。
2. 非金銭報酬等の支給はありません。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年9月28日開催の第1期定時株主総会において年額2億円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、8名（うち社外取締役は2名）です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年9月28日開催の第1期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役は2名）です。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において審議し、その答申を踏まえて取締役会で、また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、それぞれ決定していることから、その内容は決定方針に沿うものと判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当社との関係
取 締 役 (監査等委員)	西 江 章	三栄源エフ・エフ・アイ㈱社外監査役 ㈱キーストーン・パートナーズ顧問	取引関係はありません。 当社は、株式会社キーストーン・パートナーズとの間に資本業務提携契約を締結しております。
取 締 役 (監査等委員)	福 海 照 久	福海照久税理士事務所代表	取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況、社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	西 江 章	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席、弁護士及び税務行政における豊富な経験と高い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回に出席し、専門知識を活かし、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行うとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、当社の経営に対する監督、チェック機能を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	福 海 照 久	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席、税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回に出席し、専門知識を活かし、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行うとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、当社の経営に対する監督、チェック機能を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催数の他、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 栄監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る報酬等の額	39百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人より、監査の体制・監査項目別監査時間等について報告を受けたうえで、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を勘案し、当事業年度の報酬見積額の妥当性について検討した結果、適切であると判断しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約

該当事項はありません。

(5) 補償契約

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な事業の拡大と経営基盤の確立を目指すため、高付加価値商品やサービスの提供により収益基盤の強化を図るとともに、長期的な視点で健全な財務体質の維持・強化を図るほか、利益配分については収益の状況や配当性向等を総合的に勘案したうえ、利益還元を行うこととしております。

当社は、2022年の設立以来、3期連続赤字であったことから、配当を見送ってまいりましたが、構造改革により収益構造が大きく改善した結果、当連結会計年度において営業損益及び経常損益の黒字化を達成いたしました。しかしながら、最終損益は赤字であり、本来であれば利益還元はできないものの、財務状況ならびに配当を見送ってきた過去3期の株主の皆様の変わらぬご支援にお応えすること等を総合的に勘案し、その他資本剰余金を配当原資とし、期初の計画通り1株につき3円の期末配当を実施することを第4期定時株主総会に付議いたします。

なお、今後は当社の配当方針の原則に基づき、収益状況や配当性向等を総合的に勘案したうえで利益還元を行ってまいります。次期の配当予想につきましては、期末配当として1株につき3円00銭とさせていただきます。

(注) 本事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年 6 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,624,826	流 動 負 債	5,639,960
現金及び預金	2,304,539	支払手形及び買掛金	462,231
受取手形	25,540	電子記録債務	484,499
売掛金	905,347	短期借入金	2,480,000
営業未収金	221,340	1年内償還予定の社債	40,000
商品及び製品	3,892,480	1年内返済予定の長期借入金	394,719
仕掛品	14,014	未払金	444,057
貯蔵品	3,594	未払法人税等	100,922
その他	259,272	契約負債	620,345
貸倒引当金	△1,303	賞与引当金	23,517
固 定 資 産	3,930,193	株主優待引当金	97,171
有形固定資産	2,987,663	店舗閉鎖損失引当金	8,979
建物及び構築物	767,247	資産除去債務	24,783
車両運搬具	0	その他	458,734
器具及び備品	32,388	固 定 負 債	2,220,667
土地	2,186,619	社 債	40,000
リース資産	1,408	長期借入金	579,573
無形固定資産	42,012	リース債務	1,408
その他	42,012	繰延税金負債	543,450
投資その他の資産	900,516	退職給付に係る負債	393,940
投資有価証券	170,164	資産除去債務	544,991
差入保証金	721,098	その他	117,303
その他	9,253	負 債 合 計	7,860,627
資 産 合 計	11,555,019	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	3,614,730
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	355,761
		利 益 剰 余 金	3,166,716
		自 己 株 式	△7,747
		その他の包括利益累計額	57,420
		その他有価証券評価差額金	57,420
		新 株 予 約 権	22,240
		純 資 産 合 計	3,694,391
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,555,019

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から)
(2025年 6 月 30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,045,675
売 上 原 価		5,978,595
売 上 総 利 益		8,067,079
販売費及び一般管理費		8,001,416
営 業 利 益		65,663
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,819	
受 取 配 当 金	5,357	
受 取 保 険 金	1,138	
そ の 他	6,426	14,742
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	63,937	
株 式 交 付 費	6,225	
そ の 他	5,550	75,713
経 常 利 益		4,692
特 別 利 益		
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額	17,491	
そ の 他	575	18,066
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	817	
減 損 損 失	151,392	152,210
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△129,451
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	116,604	
法 人 税 等 調 整 額	11,926	128,531
当 期 純 損 失		△257,983
親会社株主に帰属する当期純損失		△257,983

貸 借 対 照 表

(2025年 6 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	641,330	流 動 負 債	2,286,401
現 金 及 び 預 金	613,406	短 期 借 入 金	1,450,000
営 業 未 収 入 金	25,080	未 払 金	14,032
前 払 費 用	2,600	未 払 費 用	1,655
そ の 他	244	未 払 法 人 税 等	18,895
		預 り 金	999
		関 係 会 社 預 り 金	700,000
		賞 与 引 当 金	103
		株 主 優 待 引 当 金	97,171
		そ の 他	3,544
		負 債 合 計	2,286,401
固 定 資 産	5,666,729	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	5,666,729	株 主 資 本	3,999,417
関 係 会 社 株 式	2,916,729	資 本 金	100,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,750,000	資 本 剰 余 金	3,949,452
		資 本 準 備 金	25,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	3,924,452
		利 益 剰 余 金	△49,392
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△49,392
		繰 越 利 益 剰 余 金	△49,392
		自 己 株 式	△642
		新 株 予 約 権	22,240
		純 資 産 合 計	4,021,657
資 産 合 計	6,308,059	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,308,059

損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から)
(2025年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		289,000
売 上 総 利 益		289,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		300,915
営 業 損 失		△11,915
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	41,680	
雑 収 入	7	41,688
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,440	
株 式 交 付 費	6,225	
そ の 他	1,886	44,552
経 常 損 失		△14,780
税 引 前 当 期 純 損 失		△14,780
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	34,612	34,612
当 期 純 損 失		△49,392

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 8月21日

ジャパンプラフトホールディングス株式会社
取締役会 御中

栄 監 査 法 人
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 横 井 陽 子
業務執行社員

指定社員 公認会計士 玉 置 浩 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジャパンプラフトホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンプラフトホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月21日

ジャパングラフトホールディングス株式会社
取締役会 御中

栄監査法人
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 横 井 陽 子
業務執行社員

指定社員 公認会計士 玉 置 浩 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパングラフトホールディングス株式会社の2024年 7 月 1 日から2025年 6 月30日までの第 4 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、グループ監査室ほか会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について
も、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「栄監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「栄監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月21日

ジャパンプラフトホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 西江 章 ⑩

監査等委員 福海 照 久 ⑩

常勤監査等委員 永安 吉太郎 ⑩

(注) 監査等委員 西江 章 及び 福海 照久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に
規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、2022年の設立以来、3期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上してきたことから、配当を見送ってまいりましたが、前連結会計年度に実施した不採算店舗閉鎖等の構造改革により収益構造が大幅に改善した結果、当連結会計年度末において営業損益及び経常損益の黒字化を達成いたしました。しかしながら、最終損益は赤字であり、本来であれば利益還元はできないものの、財務状況ならびに配当を見送ってきた過去3期の株主の皆様の変わらぬご支援にお応えすること等を総合的に勘案し、その他資本剰余金を配当原資とし、期初の計画通り期末配当を実施したいと存じます。

なお、今後は当社の配当方針の原則に基づき、収益状況や配当性向等を総合的に勘案したうえで利益還元を行ってまいります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき3円 総額112,019,796円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年9月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額49,392,763円を計上しておりますことから、この欠損金を補填し、財務体質の健全化と資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 49,392,763円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 49,392,763円

(3) 効力発生日

2025年9月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）2名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会、指名・報酬委員会における適切な手続きを経て取締役会が指名する取締役候補者について、検討の結果、特段指摘すべき事項はないとの結論に至っております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	再 任 ほり たかこ 堀 孝 子 (1966年1月5日)	1989年4月 (株)東京銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行 2004年2月 (株)レーサムリサーチ（現(株)レーサム）入社 2006年5月 (株)カーギルジャパン入社 2013年12月 (株)OGIホールディングス執行役員 2014年7月 (株)アイランドリゾート那須代表取締役社長 2015年12月 (株)ホテルニュー王子取締役副社長 2016年4月 (株)ホテルニュー王子代表取締役社長 2020年10月 R I Z A P グループ(株)入社 夢展望(株)副社長執行役員 2021年4月 ナラカミーチェジャパン(株)取締役 2021年5月 (株)トレセンテ取締役 2021年6月 夢展望(株)代表取締役社長 2024年6月 当社代表取締役社長（現任）	5,884株
	(取締役候補者とした理由) 候補者は、数々の企業経営に携わった経営者としての豊富な経験と専門的な知見を有しており、2024年6月から当社代表取締役社長に就任し、グループ経営を担っております。同氏の豊富な業務経験と事業経営の知見を今後の当社グループの一層の企業価値向上に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
2	再 任 ごとう くにひと 後 藤 邦 仁 (1987年9月4日)	2012年4月 セイコーエプソン(株)入社 2015年3月 藤久(株)入社 2020年8月 藤久(株)社長室長 2020年9月 藤久(株)取締役 社長室担当 2021年9月 藤久(株)取締役 社長室、情報システム部担当 2022年1月 当社取締役 社長室、データマーケティング室担当 2022年9月 当社取締役 データマーケティング室担当 2023年7月 藤久(株)取締役 手芸事業本部 副本部長 2023年9月 当社取締役 (現任) 2024年7月 藤久(株)執行役員 (現任)	10,098株
	(取締役候補者とした理由) 候補者は、2020年8月に藤久(株)の社長室長に就任し、経営全般に関する代表取締役社長の補佐や特命事項の責任者としての経験を積んだ後、情報システム開発及び事業本部運営を統括してまいりました。同氏の行動力は、当社の持続的な成長に必要であると判断し、引き続き取締役候補者としました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 「所有する当社の株式数」については、2025年6月30日現在の所有状況に基づき、役員持株会における持分を含めております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役2名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	再 任 にしえ あきら 西 江 章 (1950年 8 月18日)	1974年 4 月 大蔵省(現財務省) 1979年 7 月 関東信越国税局下館税務署長 2001年 7 月 関東信越国税局長 2004年 7 月 東京国税局長 2005年 7 月 国税庁税務大学校長 2006年 8 月 独立行政法人通関情報処理センター理事 2008年 4 月 横浜市立大学国際マネジメント研究科特別契約教授 2008年 7 月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2010年 3 月 オリックス信託銀行(株)(現オリックス銀行(株)) 社外監査役 2010年 6 月 (株)二葉 社外監査役 三栄源エフ・エフ・アイ(株) 社外監査役(現任) 2012年 1 月 キーストーン・パートナーズ顧問(現任) 2016年 6 月 (株)栃木銀行 社外監査役 2016年 7 月 エイボン・プロダクツ(株) 社外取締役(監査等委員) 2018年 9 月 ウェルス・マネジメント(株) 社外取締役 2020年 9 月 藤久(株) 社外監査役 2021年 9 月 同社社外取締役(監査等委員) 2022年 1 月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 三栄源エフ・エフ・アイ(株) 社外監査役 (株)キーストーン・パートナーズ 顧問	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 候補者は、長年にわたり税務行政に携わり、豊富な経験と知見を有しております。また、弁護士としての専門的な知識も有しております。候補者の経験・知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	再任 ふくうみ てるひさ 福海照久 (1970年1月6日)	1998年5月 税理士登録 2002年8月 福海照久税理士事務所開設(現任) 2019年9月 藤久(株)社外監査役 2021年9月 藤久(株)社外取締役(監査等委員) 2024年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 福海照久税理士事務所代表	一株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 候補者は、税理士として財務及び会計に関する高い知見を有しており、その知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西江章氏及び福海照久氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、西江章氏及び福海照久氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が原案どおり選任された場合引き続き独立役員となる予定です。
3. 当社は、西江章氏及び福海照久氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 西江章氏及び福海照久氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって、西江章氏は3年9ヵ月、福海照久氏は1年7ヵ月となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 「所有する当社の株式数」については、2025年6月30日現在の所有状況に基づき、役員持株会における持分を含めております。

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

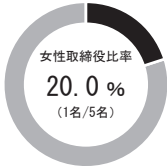
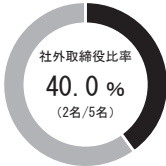
補欠監査等委員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
ゆはら はじめ 柚 原 肇 (1974年9月6日)	2000年10月 弁護士登録 10月 しょうぶ法律事務所入所 2010年4月 しょうぶ法律事務所パートナー 2013年10月 弁護士法人しょうぶ法律事務所パートナー（現任） 2017年11月 全国倒産処理弁護士ネットワーク理事（現任） 2019年4月 愛知県弁護士会 副会長 2021年4月 東海北陸地方年金記録訂正審議会委員（現任） 2024年4月 中日本高速道路㈱ 事業評価監視委員会委員（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人しょうぶ法律事務所パートナー	一株
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 候補者は、弁護士として法律に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、その知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者が所属する弁護士法人しょうぶ法律事務所と当社の間には委任契約がありますが、同氏は当社の委任案件に一切関与しておらず、かつ当社から同事務所への支払額は、当社が定める独立性判断基準における取引金額である年間1,000万円未満であります。
2. 柚原肇氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。柚原肇氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 柚原肇氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。柚原肇氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

【ご参考】

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」、第3号議案「監査等委員である取締役2名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりです。

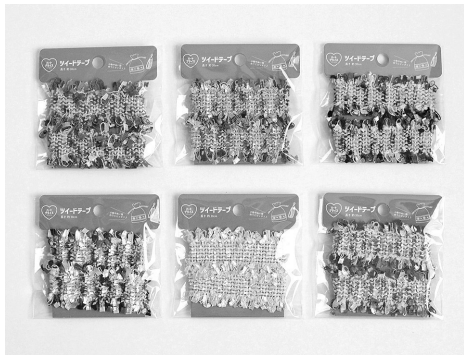


	氏名 (地位・役職)	スキルマトリクス（専門性・経験）							
		企業経営/ 組織運営	サステナビリティ (ESG)	財務会計/ 管理会計/ 資本政策	コンプライアンス/ リスク管理	人事労務/ 人材開発	業界知見/ マーケティング	IT/DX	グローバル
1	堀 孝子 (代表取締役社長)	○	○			○	○		○
2	後藤 邦仁 (取締役)	○					○	○	
3	西江 章 (社外取締役監査等委員)	○		○	○				
4	福海 照久 (社外取締役監査等委員)	○		○	○				
5	永安 吉太郎 (取締役監査等委員)	○			○		○		

以 上

トピックス

良品質・低価格PB商品「ハートプライス」シリーズ



百円ショップとの競合激化が進む中、初心者層も気軽に購入できるように、品質の良さと低価格を両立したPB商品「ハートプライス」シリーズを発売しました。

シリーズ第1弾の商品はリボンで、シンプルなものからデザイン性の高いものまで種類豊富に取り揃えており、トレンドの推し活のグッズ作製や小物の装飾にもぴったりです。今後も顧客ニーズを分析し、「ハートプライス」シリーズの商品展開を拡大予定です。

日本ヴォーグ社創業70周年、感謝を込めて「日本ヴォーグ社祭」を開催

ハンドメイドに関する出版・教育事業を行う日本ヴォーグ社は、2024年5月に創業70周年を迎えました。

創業70周年を記念して、特設サイトを開設したほか、これまで支えてくださった手芸ファンの皆様に感謝を込めて、2025年1月17日、18日の2日間で「日本ヴォーグ社祭」を開催いたしました。本イベントでは、様々な手芸のワークショップや、これまでに出版した本の展示、販売等を実施し、両日ともたくさんのお客様にご来場いただきました。



株主さまアンケート調査結果

中間期において「株主さまアンケート」を実施いたしました。ご協力誠にありがとうございました。いただきました貴重なご意見を今後の事業活動等に活かしてまいります。

〈アンケート結果〉

[https://www.jcraft-](https://www.jcraft-hd.co.jp/ir/shareholder_report/)

[hd.co.jp/ir/shareholder_report/](https://www.jcraft-hd.co.jp/ir/shareholder_report/)



◆株主さま限定ワークショップイベント申込み

第4期定時株主総会終了後、ハンドメイド体験ワークショップを開催いたします。参加をご希望の株主さまは、以下のURLからお申込みください。〔お申込み期限 9/21(日)〕

〈お申込みURL〉

※お送りする招集ご通知をご覧ください

株主優待情報

保有株式数や保有期間に応じて、当社グループ運営の手芸専門店クラフトハートトーカイ、ヴォーグ学園、ＥＣサイト等のお買物やレッスンの受講にご利用いただける「株主ご優待券」を贈呈いたします。

株主ご優待券



2025年6月末基準日特別優待品

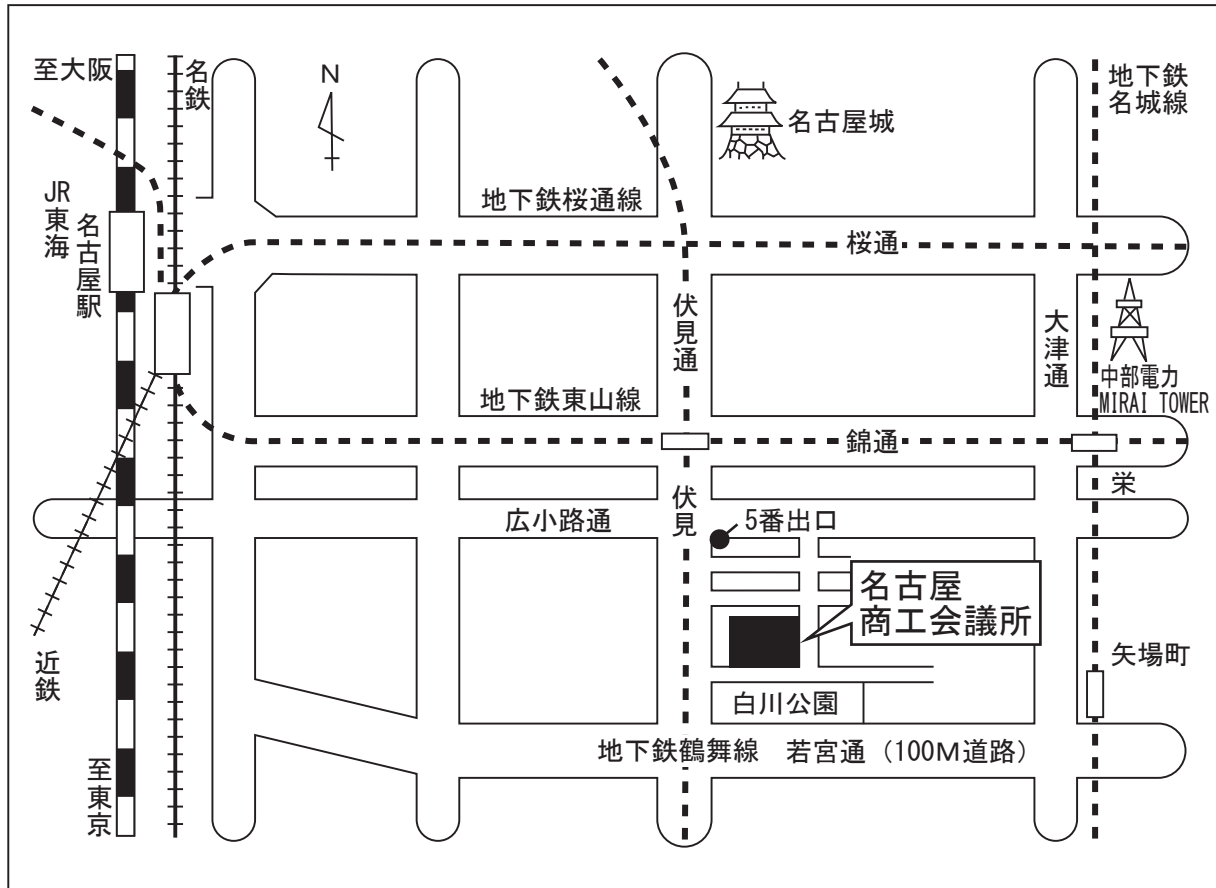


基準日	保有株式数	優待内容・保有期間		
		1年未満※ ¹ (2025年12月31日基準日より廃止)	1年以上継続保有※ ²	3年以上継続保有※ ³
6月30日 12月31日	100株以上 200株未満	1,000円分×年2回	2,000円分×年2回	3,000円分×年2回
	200株以上 600株未満	2,000円分×年2回	3,000円分×年2回	4,000円分×年2回
	600株以上	4,000円分×年2回	5,000円分×年2回	6,000円分×年2回
◎上記に加えて6月30日に1年以上継続保有で1,000株以上保有の株主様に年1回特別優待品の贈呈※ ³				

- ※¹ 2025年12月31日基準日より保有期間1年未満の優待制度を廃止いたします。なお、2025年6月30日の株主名簿に1回目の記録または記載があり、2025年12月31日の株主名簿において同一の株主番号で記録または記載された株主様は、2025年12月31日を基準日とする株主優待において1年未満優待内容の対象といたします。
- ※² 「1年以上継続保有」は毎年6月30日及び12月31日の株主名簿において同一の株主番号で3回連続記録または記載されていることで確認し、保有株式数は3回目の株主名簿に記録または記載された保有株式数で確認いたします。（現行制度から変更ありません）
- ※³ 「3年以上継続保有」は毎年6月30日及び12月31日の株主名簿において同一の株主番号で7回連続記録または記載されていることで確認し、保有株式数は7回目の株主名簿に記録または記載された保有株式数で確認いたします。起算日は2022年6月30日とし、2025年6月30日基準日の株主優待から贈呈いたします。
- ※⁴ 特別優待品の内容は詳細が決まり次第、当社ホームページ等でお知らせいたします。
- ※⁵ ＥＣサイトをご利用の場合はクーポン発行の手続きが必要となります。詳しくは、株主ご優待券と同封の「ご利用方法について」をご参照ください。

優待発送時期 6月30日基準日→9月下旬発送（特別優待品は12月発送）／12月31日基準日→翌3月上旬発送

定時株主総会会場ご案内図



会 場 名古屋市中区栄二丁目10番19号

名古屋商工会議所 2階大会議室(ホール) 電話 <052>223-5612

交 通 地下鉄 「伏見駅」下車 5番出口から南へ徒歩5分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。